

各 所 属 長 様

人 事 課 長

段階的緩和措置の実施期間中における留意事項について（通知）

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、本県を含む19都道府県を対象とした緊急事態宣言について、令和3年9月30日をもって解除することを決定しました。

今後、再度の感染拡大を防ぎ、県民の命を守るため、段階的緩和措置等が実施されます。実施期間中は県民や事業者に対して引き続き要請等を行うことになることから、各所属長におかれては、特に下記留意事項について職員へ周知するようお願いいたします。

また、テレワーク（在宅勤務）につきましては、感染状況を踏まえ、当面、数値目標は定めませんが、多様な働き方の推進の観点からも、引き続き積極的に取り組むようお願いいたします。

職員は県民に要請していること等について遵守するだけでなく、模範となるよう率先して実行する必要があります。家族を含め地域のインフルエンサーとして積極的に役割を果たしていただきますようお願いいたします。

飲食（飲酒を含む）の際に特に留意すべき事項

- ◆ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動は自粛する
- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える
（飲食等については、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店を利用。営業時間：午前5時～午後9時、酒類の提供：午前11時～午後8時、4人以内又は同居家族（介助者含む）のみ）
- ◆ 飲食を主として業としている店舗及び結婚式場においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用を自粛する
- ◆ 飲食の際は120分を限度とし、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチのときもマスク」を徹底する
- ◆ 会食はできるだけ、いつも近くにいる4人以内（同居家族及び介助者を除く）とし、ホームパーティーは自粛する

その他留意すべき事項

- ◆ 外出については、混雑している場所や時間を避けて少人数で行動する。特に、午後9時以降の外出を自粛する
- ◆ 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底する
- ◆ 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底する

担当：管理担当

電話：048-830-2437